

**平成25年度第5回魚沼市小出郷文化会館 管理業務民間委託  
市民・行政協働検討会議 会議録**

平成26年2月18日（火） 19:00～21:20

魚沼市小出郷文化会館 会議室

**委員**

出欠	氏名	所属	出欠	氏名	所属
<input type="checkbox"/>	関 良 則	魚沼文化ビジョン21事業 推進委員会委員長	<input type="checkbox"/>	渡 部 弥一郎	堀之内連合自治会長
<input type="checkbox"/>	田 中 恵美子	〃 副委員長	<input type="checkbox"/>	大 平 二 郎	干溝区長
<input type="checkbox"/>	アナボヌ実砂子	魚沼市小出郷文化会館 企画運営委員会副委員長	<input type="checkbox"/>	丸 山 隆 志	湯之谷地区自治会長 連絡協議会長
<input type="checkbox"/>	平 井 正 尚	魚沼市まちづくり委員会 会長	<input type="checkbox"/>	山之内 喜 七	広神地区区長会会長
<input type="checkbox"/>	上 田 眞 蔵	魚沼市小出郷文化会館 友の会会長	<input type="checkbox"/>	穴 沢 健 一	守門地区区長会会長
			<input checked="" type="checkbox"/>	浅 井 稔	入広瀬区長会会長

**事務局**

出欠	氏名	所属
<input type="checkbox"/>	星 正太郎	魚沼市市民課長
<input type="checkbox"/>	桜井 俊幸	魚沼市小出郷文化会館館長
<input type="checkbox"/>	八海 昭夫	魚沼市市民課文化振興室長
<input type="checkbox"/>	吉田 元	魚沼市文化振興室係長
<input type="checkbox"/>	榎本 広樹	魚沼市市民課文化振興室主任

＜出席 欠席＞

**1 開 会**

**2 あいさつ**

**委員長** 足元の悪い中、お集まりいただき、ありがとうございます。限られた時間ではありますが、皆様の貴重な時間をいただいているので、活発なご意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

**事務局** こんにちは。第5回目となるこの検討会議です。本日は、皆様からご審議いただいた基本計画（案）を市民の皆様にご紹介し、ご理解をいただくための市民意見交換会のことと、実施計画素案についてのご審議をお願いしたいと思います。スムーズかつ慎重にお願い申し上げます。

**3 報 告**

**委員長** それでは次第にしたがって、会議録の報告をお願いします。

**事務局** 前回の会議録を郵便で送らせていただきました。基本計画案を検討していただき、一部修正を

して、この会としての結論をまとめていただきました。その後、12月に魚沼市の行革推進本部の会議があり、そこで諮られて、表紙の一番下にこの会議の名前を入れるべきであろうということになりました。これは、皆様と一緒に魚沼市が作ったということを表したいということです。また、「てにをは」の部分、言葉の流れの部分での修正がいくつかありましたが、提案したものを基本計画案として認めるということになりました。それを今回、皆様のお手元にお送りしました。

**委員長** この段階でご意見はありますか。(発言なし)。では、先に進めます。

## 4 議 題

### (1) 市民意見交換会について

**事務局** 本日お配りした資料を元に、事務局からご説明申し上げます。まず、市民意見交換会について、開催するというのをこの会でご了承いただきたいと思います。この基本計画案を市民の皆様と行政と一緒に作ったということでもありますので、丁寧な説明を市民の皆様にさせていただきたいと考えます。資料を用意して、わかりやすく皆様にご説明をしたい。そこで出された意見を踏まえて、基本計画の決定、実施計画案作りに向かっていきたいと考えております。

**委員長** この会議に先立って、委員長・副委員長に対して働きかけがありました。どうしてこういうことをするのかというと、丁寧にやりたいということでした。正副委員長の都合がつく日ということで、この日程が決まりました。内容に深く突っ込んで相談していないし、委員の皆様には何を願うのかということについては、話をしていません。委員の皆さんには、何を願いますか？

**事務局** 皆様からご協力いただく部分はいろいろあると思うが、概してこういう説明会を市が開くと、会場にお越しいただく方が一桁ということがよくあります。これからの文化会館の行く末について、市民の皆様からご意見をうかがうという重要な会であるので、皆様にまずお願いしたいのは、地域の方、関係の方からご出席いただけるよう、参加を促していただきたい。当日、会場にお越しいただければ大変ありがたいが、それはご都合のつく範囲でお願いできればと思っています。

**委員長** 3回にわたって、丁寧にやりたいということで意見交換会を行ないたい。正副委員長はそこに行き一緒に話をするが、委員の皆様には、地域の皆様に参加を促していただきたいということが一点。それから、皆様ご自身から参加していただければありがたいが、どうしてもとは言わないということです。やるということについて、ご了解いただけますか。(了承)。では、やらせていただきます。

**委員** 基本計画案については文化会館のホームページで公開になっているが、意見交換会をやるということになった。パブリック・コメントはとる予定はありますか。パブリック・コメントを求めても数が少ないことはわかっているが、予定があるかどうか。それから、この3カ所の広報の方法について報告をお願いします。

**事務局** パブリック・コメントについては、前回の会議の中で、基本計画案については行わないことで

ご了承をいただいております。パブリック・コメントよりも、この意見交換会の中でできるだけ幅広い市民の方の意見をうかがいたいと思っています。

**事務局** 広報については、市報 2 月 25 日号で、お知らせ版一面の上の方に、目立つような形でこの日程が掲載されております。3 ヵ所あるので、お住まいのところに近い場所でご参加いただければと思います。なお、関係団体については、友の会、サポーターズクラブ、企画運営委員会、文化団体等に周知していきたいと考えています。

**委員** そこで出た意見で、基本計画案は修正・訂正を行なうのかどうか。大筋では変わらないとは思いますが。

**事務局** そこでいただいた意見の内容によりますが、いただいた意見はまず庁内の検討会議で内容を吟味いたします。何らかの回答はしなければいけないと考えています。出された意見がもっともだということになれば、基本計画案を修正して、この協働検討会議の皆様からもご意見をいただいた中で、成案にもっていきたいと考えています。

**委員** 人を集めるのに、ただ「民間委託基本計画」について話しますというのでは、人は来ない。文化会館がどうなるのか、というような投げかけをしないと、関心がないから、来ないと思うんだ。関心が持てるような見出しがないと。

**事務局** おっしゃられる通りなのですが、市の広報紙の紙面が限られているので、関係団体へのご案内と同時に、委員の皆様からのお声掛けが重要と思いますので、よろしくご協力をお願いしたいと存じます。

**委員** 自治会長さんも大変だろう、これで人を誘ってくれと言われても。

**事務局** 市の広報紙はすでに校正が終わっておりますので、変えられません。

**委員** チラシみたいなものは入れられないのか。

**事務局** 今、市報の中の折り込みチラシがやたら多いという話があって、なるべく広報紙の中に記事で入れよということになっているので、この件だけでチラシを入れることは困難です。ただ、自治会長さんに PR してくださいと申し上げておりますが、お声掛けをお願いしている方がそれぞれ二・三人お連れいただければ、全体としてはかなりの人数になるのではないかと思います。そんなに大々的に広めるというのも大変ですので、身近な方にお声掛けいただくということが基本なのかなと思います。

**委員** 友の会の会報の編集委員には話しましたか。

**事務局** まだこれからです。

**委員** 友の会の会報には、チラシを入れることができるだろう。友の会の会員の人は、ある程度関心があるだろうから。25 日発行だと思う。

**事務局** 準備を進めたいと思います。

**委員長** 今までいろんな会に出てみると、参加者が少なかったり、発言が偏ったりしていて、普通の人が無言のうちに話もできないで帰ってしまうということがある。カードに意見を書いて置いていただくということでもいいので、意見を広く寄せていただくということの工夫をお願い

したい。それから、関係の団体の方、ぜひ来ていただきたい方に、直接参加をお願いしていただきたいなあと思います。

**事務局** 今、カード式といったようなご提案もいただきましたので、事務局側で相談させていただきます。

**委員長** それでは、次に進めさせていただいてよいでしょうか（了承）。では、市民意見交換会の資料についての説明をお願いします。

**事務局** 基本計画案は、意見交換会当日に冊子で配布をいたしますが、これからご説明する資料も配布してご理解をいただきたいと思っておりますので、皆様からご検討をお願いします。最初に資料2「ここがポイント、基本計画案の考え方」ですが、基本計画案の理由や内容について、1から5にまとめさせていただきました。資料3は「基本計画案の概要」です。基本計画案の中身を一枚にまとめたものです。その結論部分で出てくる指定管理者制度と、財団法人という言葉の説明を、資料4、資料5にまとめました。

**委員長** これらの資料について、皆様からご質問・ご意見をいただきたいと思います。

**委員** 資料2と資料4に、「代行」という言葉が出てくるが、代行という言葉はあまり使わないのではないかと。また、市民が主体となった財団法人が設立されることが望ましいというのが基本計画案の結論なので、資料2の1も、財団に指定管理するというような決定的な言い方ではないようにした方がいいのではないかと。代行という表現と合わせて、検討してもらいたい。

**委員長** 資料3の最後の部分の表現が基本計画案に沿ったものであるとこれがよいと思うし、代行という言葉については、私も同意見です。

**事務局** 代行という言葉についてですが、指定管理と業務委託は異なるものなのです。こういう業務をやってくださいというのは業務委託ですが、指定管理というのは、本来行政が持っている利用許可などの権限を、指定管理者に代行させるというものです。法律的には「代行」という言葉が正しいのです。ただ、一般市民の皆様がこれを見た時に、意味をうまく受け取っていただけるかどうかはまた別の問題なので、検討が必要と思います。

**委員長** 資料2の1は、「代行させよう」と決定的に読めるので、修正した方がいいのではないかと。

**事務局** 市民が主体となって設立されることが望ましい財団法人に、指定管理したいということです。

**委員長** 望ましいという言葉を使う方がいいのではないかと。「させよう」というと、行政がそうさせたいという意思を感じる。

**事務局** 基本計画案で望ましいとなっているのは、市民が主体となった財団法人が設立されること、です。

**事務局** 「この計画案は、市民が主体となって作る財団法人が設立されることを望み、その財団法人に会館の管理を任せようというものです」というくらいの表現でどうだろうか。後で言葉は精査するが、意味合いとして、今の資料3の一番最後の行の表現を、資料2の1の前段に置くということと、「代行」と言う言葉が行政用語になるので、管理を任せるといったような言い方にしてみたらいかがだろうか。

**委員** 今までの会議録を見ても、言葉じりを捉えてどうこうという議論が多いが、言葉をあまり細かくこだわることで議論が混乱している。それよりも考え方の大きな流れの中でとらえるべきだ。基本計画案の中で、「市民が主体となった財団法人」という言い方をしているわけなので、これらの資料の中での財団法人はすべてそれを指していると捉えるべきだろう。また、代行という言葉についても、本来の言葉をそのまま使うことで良いのではないかと思う。これを読んだ人が、我々ほど言葉にこだわっているだろうか。もうちょっと表現を、余裕をもってとらえた方がいいのではないか。

**委員長** 大局的な視点でのご意見、ありがとうございます。細部にこだわらず大局を見て、ということですが、別に細部にこだわっているつもりはないけれど、委員が議事録を読んでそうお感じになったということは、深く受けとめさせていただきます。ただ、私も読んでわからないことがあるので、時間の許す限り、いろんなご意見をうかがいたいと思います。私も、思ったことを言っているだけなので。

**委員** 私は非常に善意に解釈しているんです。この文章の中に出て来る「財団」は全て、「市民が主体となった財団」だという前提で理解するべきだと思う。この基本計画案、これからの実施計画案の中に出て来る財団というのは、そういうものだと考えた方がいいのではないか。

**事務局** 資料2については、基本計画案としてまとまっているもののポイントの説明なので、財団について、委員のおっしゃるとおりのご理解のとおりです。ただ、説明の中で、どこまで丁寧にするかということですので、ご意見をうかがった中で、表現を考えさせていただきます。代行と言う言葉も行政用語なので、法律的に正しいからそのままがいいのか、わかりにくいから変えた方がいいのか、ご意見をいただきたい。

**委員** 確かに代行と言う言葉には違和感があるが、委託ではないので、委託という言葉が入れられないのだろう。正確な意味の言葉は何かというと、この言葉になるのではないか。

**委員長** ではそのことについては、今日の議論をもとに事務局で考えてみてください。資料2の1では、貸館業務と設備の管理を受けた側がやるということになっていて、これだけを見ると案外簡単そうだなあと思うのだが、資料2の3では、会館管理の方針を決めるとなっている。これは、こういうことで良いのか。

**事務局** 資料2の3の会館管理というのは、1の貸館業務と設備管理のことなので、箱物の管理についてです。基本計画案というのは、会館管理、つまり箱物の管理に限ってのことですので。

**委員** そのあたりは、基本計画案14ページとセットにして説明する必要があるでしょう。意見交換会に来る人は、魚沼文化自由大楽実行委員会が何かなんて知らないから。

**委員長** 事業については魚沼文化自由大楽実行委員会という立派なものがあって、そっちがやってくれるのであれば、指定管理の業務が資料2の1から4だけだったらそんなに難しくなく受けられるのではないかと思うのだが。

**事務局** 資料2の5の魚沼文化自由大楽実行委員会について、簡単に説明します。文化会館が設立された当時、会館のハードの運営と、事業の運営は、一体で行ないました。しかし、事業部分を行

政のルールである歳入・歳出が別々という形で実行した場合に、なかなか行政の決裁ではやりづらかったことから、ハードの運営と、ソフト事業を切り離して行なうことにして、実行委員会体制を立ち上げて、そこでソフト事業を行なうことにした。今後、市民が主体となった財団が設立される中で、このソフト事業を、魚沼文化自由大楽実行委員会が財団にやってもらおうということになればそういう形になるでしょう。今の段階では、まだそのような機関決定はなされていない。市民が主体となった財団法人に、ハードもソフトも一体でやってもらうことが良いということになればそうなるし、ハードとソフトは別にするという方式があるのかないかわかりませんが、とにかく資料2の1から4はハードについて書いてあり、資料2の5はソフト事業について書いてあるということです。

**事務局** 魚沼文化自由大楽実行委員会は、市長が実行委員長になっていて、企画運営委員、議会、教育委員会といった皆さんから集まっていたいて、事務局を文化振興室職員が行なっています。実行委員会の事務を市の職員が行なうというのは、イレギュラーなことです。今、この実行委員会のあり方についても、内部で検討してよりよい形にしなければいけないと思っています。会館管理が財団法人に移行した時には、文化振興室の職員も当然今よりも減っていきます。これから魚沼市の文化政策をどうするかという課題もあるのですが、今までと同じように、魚沼文化自由大楽実行委員会で事業を推進していくという体制はとれないだろう、ということが現実としてあります。したがって、市民主体の財団法人が設立され、そこに文化会館を指定管理する場合、ソフト事業も一括ですということとは、双方にメリットがあることだと思っています。ただ、まだ魚沼文化自由大楽実行委員会での機関決定に至っていないので、資料2の5のような書き方になっています。

**事務局** 魚沼文化自由大楽実行委員会は、文化振興室職員が事務局を行なっているが、事業は貸館と同じように申込書を受け付けてホールを使用しているという状況です。それらも踏まえて、行政としては、貸館業務と設備管理を財団に代行させましょうというのが、基本的立場です。

**委員長** 私も誤解していたのかと思うのだが、この文化会館を民間委託するのは大変じゃないかと思っていた。まして魚沼市民にその技量があるのかと心配しているのだが、資料2の1から4はハードの管理なので、できる気がします。

**事務局** ただ、安全確保のために、舞台・音響・照明という専門性を持った職員はそこに必要です。

**委員長** でも、一番難しいのはソフトでしょう。予算の中でどのような芸術家を呼んで、お客を寄せて、採算を合わせていくのかというのが難しいなあと感じてきたのだが、ハードとソフトが分離されるようなことがあるのかどうか。

**事務局** 1から4までで、具体的にどういうことが考えられるかというと、建物の維持と、様々なコンサートや催し物の利用のときに、公民館であれば設備的に簡単だが、文化会館ではステージの上で出演者の方がある程度のパフォーマンスを見せるためには、照明・音響・舞台のセッティングを会館管理の中で適切に行なっていく必要がある。それらができる人間が必要だということが、国の法律で決まっています。それを受けて、基本計画案の中で、施設が安全に管理

されるためにも、専門職員がいるということが書いてあります。ですので、ハコ貸しをすればそれでいいというものではございません。その流れの中で、5の自主事業をやる部分で何が増えて来るかと言うと、企画力です。どういう企画をするか、コンサートや演劇、地域訪問プログラムの企画制作においても、適切な照明・音響等を行なう必要性が出て来るので、1から4の管理に関する部分と、5のソフト事業は密接にかかわっているということをご理解ください。

**委員長** 1から5が一体として指定管理の対象となるということですね。

**事務局** そうなることが双方にとってメリットがあると考えています。

**事務局** 文化会館がスタートした時は、ハードもソフトも一体で始まった。文化機関としてスタートしたので、市民主体の財団が、ハードもソフトも一緒にやるという形が理想だと思う。今後の魚沼文化自由大楽実行委員会の中でそう決定されれば、一つになって行われるだろう。

**委員** 市民に対しては、事務局が資料に基づいて説明するのであろうけれど、意見交換会にいらっしやった方は、我々がこの会に来た最初がそうであったように、なぜ直営から指定管理にするのかということが疑問だと思う。資料2にはそのことがあまり強く書いていないが、資料3に、行財政改革による経費削減と、専門スタッフの確保が、このような改革を行わなければならない理由として書いてある。お金のこととスタッフのことがあるからこうするのだという、改革の必要性を強く伝えるべきだと思う。また、経費削減とサービス向上の両立と書いてあるが、何度も言いますが非常に難しいです。特に文化活動のソフト部分について、「質」の確保と経費の問題はとても困難なので、そのあたりのことも、多少理想論になるかもしれないが、ぜひ話をさせていただきたい。

**委員** 基本計画案とここがポイントはセットで出るんでしょうから、先ほどの説明は、基本計画案の14ページに触れてあるので、それと並立して説明してほしい。それから「委託」という言葉がこの計画の中でも書かれているので、代行よりも委託という言葉の方が適しているのではないかな。また、基本計画案の会議経過については、今日の部分までのことを付け加えて書いた方がよい。

**委員** そうですね、この委員会が「委託」を検討する委員会ですからね。代行よりも委託の方がいい。

**委員** 魚沼文化自由大楽実行委員会についても説明資料もあった方がいいのではないかな。

**事務局** それでは、ただいま皆様からいただいた意見をもとに、再度修正をかけて皆様に後日送付させていただくことで了解していただければと思うがいかがでしょうか。

**委員長** それでよろしいですか。(了承) それでは、そうしていただくということで市民意見交換会に向かっていくことにします。皆様のご協力をお願いします。

## (2) 実施計画(素案)の項目について

**事務局** 資料6として、基本計画案を受けて、さらに細かい実施計画案を作る作業が少しずつ始まっています。皆様に、その実施計画はこのような項目立てでいかがだろうか、というものです。I「概況」は、基本計画案を縮めて作ることを考えています。II「法令等における設置者と指定

管理者の責務」では、法律や魚沼市の計画においてどう書いてあるかをまとめることを考えています。設置者とは、魚沼市のことです。Ⅲ「業務の内容と、設置者・指定管理者が行なう業務範囲」において、設置者と指定管理者の業務範囲を区分し、Ⅳ「指定管理者が行なう業務の基準」において、その業務の基準をある程度明確にするということを考えています。なお、今後、実際に魚沼市が指定管理手続きを進める際には、基本協定書や業務仕様書を作る必要がありますが、このⅢとⅣを分解すると、それらの作成作業がスムーズにできるのではないかと考えています。

**事務局** 委員の皆様には、この項目の中身がどうこうという部分まで審議していただくのは困難かと思えます。この実施計画素案については、庁内の検討会議で今、肉付けをしています。ある程度の形になった段階で、皆様にお示しして、基本計画の考え方が、Ⅲ、Ⅳに反映されているかどうかという観点で見ていただき、その良し悪しをご判断いただくということになるかと思えます。

**委員長** この項目は眺めさせていただいたが、実際に案が出されてみないと中身は分からないというのが現在の状況です。ご意見はありますか。

**委員** 専門的なことすぎて、よくわからない。

**委員** 確認をお願いしたいのだが、資料6の4ページに「指定管理期間」があるが、資料4には市内でもさまざまな指定管理期間で指定されていることが示されている。この実施計画案には、文化会館の指定管理を何年で出すということが記載されるのか。

**事務局** そうなります。何年になるかは今後の検討です。

**委員** インセンティブとは何か。大リーグの選手のような成功報酬という理解で良いか。また、基本計画案の15ページの(5)に実施計画案に盛り込む内容として、議会への提案と承認という記載があるが、実施計画案の項目の中にないのはなぜか。

**事務局** インセンティブはおっしゃるとおりです。指定管理者ががんばったら少し優遇措置があるということが、制度としてあった方が良いのではないかという意見があって、この項目をここに書きました。ただ、そのような制度設計が必要なかどうか、必要だとしても具体的にどのような制度設計ができるのかは今後の検討です。ですので、今後の検討によっては項目がなくなることもあると思います。二点目の指定管理者制度導入までの手続き日程についてですが、これは基本計画案を作る段階で私が不勉強で申し訳なかったのですが、指定管理者制度を導入するにあたって、魚沼市において、いつどのような形で手続きを行なうかということが明確に定められています。ですので、あらためてこの実施計画素案の項目として掲げませんでした。今後の検討の中で必要であれば、項目にあげていくことになるかと思えます。

**委員** リスク分担の項目がある。榎須原スキー場の設立にかかわった経験があるが、須原スキー場の場合はリフトや圧雪車の10万円以上の修繕は市が負担したように記憶しているが、高額修繕について、何十万円以上は市が負担するというようなことがここで規定されることになるのか。

**事務局** おっしゃられたとおりです。その他にも、災害発生時の責任分担やお客様の事故のときの分担などをここでできるだけ明確にしておくことが必要だと思います。



**委員長** それでは、この実施計画素案については、事務局の方で肉付けをしていただいて、ある段階で示していただくということでもよろしくをお願いします。

### (3) その他

**委員** 今までやってきたこの文化会館の方向性が、全く変わってしまうようなことがない方向でお願いしたいし、説明していただきたい。全く知らない人がこの話を聞くと、心配が先に立つ。

**委員** 意見交換会で、守門・入広瀬も地域文化が盛んなところなので、広神に来てくれと言うことだろうが、そのことをよく周知してもらいたい。

**委員** 意見交換会は、守門・入広瀬ではできないのか。3月の初めに広神まできてくれというのは無理があると思う。配慮が足りないのではないか。

**事務局** 多くの皆様から来ていただきたいということは山々なのだが、一応、25年度3月末までに何らかの説明会を一巡りしたいという中で、何か所できるかということで計画しました。守門・入広瀬でもというお考えが強ければ4月以降での開催も考えられるが、いずれにしても今回の3回の出席状況を見ながら判断させていただきたい。ふたを開けてみてあまりにも少なければ、やり方を考えなければならない。

**委員** 違う方面から見た考えで申し訳ないのだが、守門・入広瀬の方は皆さんおとなしいのであまりおっしゃらないが、市のいろいろな面での対応で不満がかなり蓄積しているのではないかと思われる。ここだけの問題ではないが、もう少し丁寧にしていただいた方がいいと思う。住民感情において、市への不満が末端まで行っている。今後のこととして、気に留めていただきたい。

**事務局** ありがとうございます。

**委員** この会議は2年続くのですよね。私たちはこのように資料をいただいているのでわかるが、一般の方々は成り行きを見ている感じがします。要所要所で、決まった部分から広報していただいて情報を提供していただくと、市民の皆様が段階を理解できるのでお考えいただきたい。仲間からよく尋ねられるんです。

**事務局** 議会の総務委員会の基本計画案について報告した後、新聞に記事が掲載されたのが唯一の報道だった。文化会館のホームページにも出しているが、それを見ることのできる方もあまり大勢ではないということなので、広報の関係は今後、考えていかなければならないし、この市民説明会のことを記事にさせていただくことも、よいきっかけになるのではないかと思います。

**委員** 財団について、市民が主体になると書いてありますが、市民がお金を出すんですか。

**事務局** 魚沼市でも、財団設立にあたり、できるだけの支援をするということが市長、副市長から指示されています。財団を設立するために人的、金銭的支援が必要だということがあるかもしれません。これまで、市が一定の金額を出資して、いろいろなセクができていたということもありますし、今、医療公社が立ち上がっていますが、市が力を入れて進めています。ただ、あくまでも主体は市民の皆様によっていただいています。例えば、ここに企業メセナというか、企業からの支援があれば財政的に助かるということもありますが、いずれにしても、物心両面で市が支援し

ていくという考えです。

**委員長** 3月に3回、市民説明会でお話を聞いてきます。そして実施計画の素案ができて、次回の会議となると思うので、次回は目安として4月か5月ということになるか。

**事務局** 次回は、ある程度の実施計画素案ができた段階、それと市民意見交換会をうけて基本計画が案ではなく決まるという段階なので、春になってからということになるろうかと思います。場合によっては緊急にお願いするかもしれませんが。

**委員** 年度替わりですので、広神の状況でいうと5月の中旬になると会長が決まるので、そういう時期にしてもらわないと、広神は厳しい。区長会の会長として来ているので。

**委員** この委員の職はあて職ではないのか。

**事務局** 自治会長については、各自治会から推薦をいただいて委員にお願いしているので、推薦がとければ、後任の方にとということになるろうかと思います。そうでなければ、引き続きお願いしたいです。各自治会の判断に任せてあります。後任が決まるまでは、現在の皆様をお願いしたいと存じます。

**委員** 基本計画案の「案」がとれるのは、いつの段階か。正式な決定はいつか。

**事務局** 行政内部では、市長の決裁を得て、「案」がとれるということになります。

**委員** この委員会は、決定権がなくて検討するだけというものだと思うのだが、このように基本計画案にこの委員会の名前が市と併記されると、この委員会の要綱を改めないとうまくないのではないか。

**事務局** 行政改革推進本部の会議において、皆様からご意見をうかがってこの基本計画案をまとめたのだから、皆様のことを尊重して、この検討会議の名前を記載する方がいいだろうということになりました。ご理解いただきたい。

**委員** 今日オブザーバーが参加していないが、やっぱりここに参加して、様々な意見を聞いていただきたいと思うので、再度要望しておきます。

**事務局** ご意見は承りました。

**委員長** これで本日は閉会にします。次回日程は、また事務局からご連絡申し上げます。

## 5 閉 会